

# 神奈川県監査事務局内部統制基本方針

地方自治法の改正により、地方公共団体における内部統制制度が導入され、知事には、内部統制に関する方針の策定と、これに基づく必要な体制（内部統制体制）の整備等が義務づけられました。

今般、知事部局においては、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、内部統制の基本方針を定めることとなりましたが、監査事務局においても、全ての職員が認識を共有し、日常業務の中でリスクを的確に把握して、継続的に不祥事の未然防止に努めることが必要です。

そこで、監査事務局では、職員一人ひとりが主体的に業務上のリスクを評価・コントロールし、組織的対応の強化を図るため、知事の基本方針に準じるなどして、次のとおり内部統制の基本方針を定め、不祥事の根絶に取り組みます。

## 1 対象事務

次に掲げる事務を監査事務局における内部統制の対象事務とする。

- (1) 財務（会計、財産管理）に関する事務
- (2) 情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務
- (3) 監査等に関する事務
- (4) その他知事部局と共通のリスク（サービス等）を有する事務

## 2 取組の視点

- (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行  
組織としてチェックを行う事務処理体制の構築を進めるとともに、組織内での業務の進捗状況や課題の共有、報告・連絡・相談による情報共有の重要性を改めて認識することにより、業務の効率的かつ効果的な遂行を図ります。
- (2) 財務報告等の信頼性の確保  
決算の意義や重要性を改めて認識し、チェックを組織的に行う対策を講じるとともに、日々の業務プロセスにおけるルールを適切に運用することにより、財務報告等の信頼性の確保を図ります。
- (3) 業務に関わる法令等の遵守  
公務員として、また、監査事務局の職員として、勤務時間の内外を問わず、高い倫理観が求められているという自覚と責任感を持つとともに、根拠法令等を理解し、業務に関わる法令等を遵守します。
- (4) 資産の保全  
県が保有する資産の現況や課題を把握し、資産の取得や管理、利活用、処分等の適切な運用を行い、資産の適正な保全を図ります。

## 3 知事部局との情報共有・連携

監査事務局は、知事部局との情報共有や必要な連携を図ることにより、一体となって内部統制の取組を推進します。

令和2年4月1日

神奈川県代表監査委員 村上 英嗣